

# もったいない気持ちを大切に リサイクルふれあい館エココロの行事

## エココロの夏休み講習会

①～⑧の講習は、小学4年生までは保護者同伴で参加してください。

① 手作りはがきで暑中見舞い

日 7月21日(日)午前9時30分～正午

内 不布布を

材料にした

手すきのは

がき作り

定 申し込み先

着15人

持 エプロン、

筆記用具

② ペットボトルマイカバー

日 7月25日(木)午前9時30分～正午

内 子ども服の袖からペットボトルカ

バー作り

定 申し込み先着10人

持 長袖の子ども服(ブラウスマ

たはTシャツ)、ペットボトル

(500ml)、ボンド、裁縫道具



③ 牛乳パックでいすを作ろう

日 7月27日(土)午前9時30分～午後0

時30分

内 牛乳パックを使った丈夫なマイ

チエア作り

定 申し込み先着20人

持 洗って乾かした牛乳パック(1

ℓ) 24本、セロハンテープ1巻、

ガムテ

プ1巻、

ボンド、

はさみ、

筆記用具



④ プラかご利用の裂き織り布で鉛筆立てを作ろう

日 8月6日(火)午

前9時30分～

11時30分

定 申し込み先着

20人

持 不布布を裂

いたもの、牛

乳パック(1

ℓ)、筆記用具、ボンド、はさみ

⑤ 新聞紙で花のブローチとエコバツ

日 8月6日(火)午後1時～3時

定 申し込み先着20人

持 新聞紙4枚、ボンド、はさみ、洗

濯ばさみ4個、おしぼり



⑥ 廃材を利用してあやつり人形を作

ろう

日 8月21日(水)午前9時30分～正午

内 廃材を利用したあやつり人形作り

定 申し込み先着8人

持 エプロン、タオル、筆記用具、持



⑦ 裂き布ぞうり

専用の作業台でぞうりを作ります。

日 7月30日(火)、8月18日(日)午前9時

30分～午後0時30分

定 いずれの日も申し込み先着20人  
持 木綿布を幅7cm程度で、長さ1.5m  
～2m程度  
になるよう  
に裂いた布  
を20本くら  
い、はさみ、  
ものさし



⑧ リサイクル粘土を利用した陶芸体

験講座

回収した陶磁

器を陶芸用の粘

土にリサイクル

したものを利用

します。

日 8月3日(土)・

17日(土)午後1

時30分～4時

30分(全2日

間)

場 並木まちづく

りセンター

定 申し込み先着20人

持 エプロン、タオル2枚



## 7月のエココロの行事

行事名	開催日時
浴衣で作るチュニック丈のブラウス	7月17日(水)午前10時～午後3時
包丁研ぎ講習会	7月20日(土)午後1時30分～
洋傘修理 (1人1本)	7月20日(土)午後1時30分～
おもちゃの病院	7月27日(土)午後1時～
大型再生家具抽選会 (40点程度)	7月13日(土)・27日(土)午前11時～
小型再生家具即日頒布 (先着10点程度)	毎週金曜日午前10時～

7月の休館日 1日(月)、8日(月)、15日(祝)、16日(火)、22日(月)、29日(月)

申問いづれも7月2日(火)からリサイクルふれあい館 ☎ 29994-153 74へ電話

# 「歩きたばこ」をなくしましょー!



道路や公園、広場などの公共の場所での歩きたばこなどの喫煙は、周囲の人に対してやけどや衣服を焦がす被害、また、臭いによる不快感を与える原因にもなります。

市では、こうした迷惑喫煙をなくし、市民の皆さんが安全で清潔かつ快適な暮らしが送れるよう「所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例」で次のように定め、歩きたばこなどの防止に努めています。

より一層の喫煙マナーの向上のため、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

① 公共の場所では 喫煙が制限されます

屋外での公共の場所では、歩きたばこ(自転車乗車中も含む)などの

喫煙を禁止する路上喫煙禁止地区(市内8地区)を指定し、区域内の道路

喫煙をしてはならない努力義務を定めています。ただし、受動喫煙による他人への影響その他周囲の状況に十分配慮する場合には、一部例外規定として次のとおり喫煙ができることとしています。

▼公共の場所を管理する者が指定した灰皿などが設置されている場所で喫煙するとき

▼携行用吸い殻入れを使用し、立ち止まって喫煙するとき(路上喫煙禁止地区を除く)

② 路上喫煙禁止地区で 喫煙を禁止します

公共の場所の中でも、特に道路上は人の往来が多いため、歩きたばこなどの危険割合が高い駅周辺などでは、道路上での喫煙を禁止する路上喫煙禁止地区(市内8地区)を指定し、区域内の道路

③ 市内全域でたばこの吸い殻のポイ捨てを禁止します

吸い殻をみだりに捨てることは、火災の危険や街の美観が損なわれることから、市内全域において禁止されています。

◎同条例は、市HP「歩きたばこ」で検索)をご覧ください。

☎生活環境課 ☎ 29998-9370



路上喫煙禁止地区の表示

# ハチの発生の時期になりました 『ハチ』に注意しましょう

◆ハチの巣の見分け方  
スズメバチ類、アシナガバチ類は、家の周りでは、軒下、屋根裏、庭木などに巣を作り、その形がボール状で通常1個の出入り口を持つものであればスズメバチ、じょうごの形で巣穴が見えるものであればアシナガバチです。  
スズメバチの方が攻撃的で、ハチの数が多くなる9月ごろがもっとも危険です。



▲スズメバチの巣 ▲アシナガバチの巣

◆ハチの巣の駆除  
ハチの巣を見つけた場合は、まずハチを刺激しないように巣の形状を観察し、スズメバチの巣かアシナガバチの巣か区別してください。なお、巣に近づき過ぎるのは危険ですので注意が必要です。  
スズメバチの巣の駆除(除去)は危険度が高く難しいので、専門業者に依頼することを勧めます。この場合、ハチの巣の駆除(除去)に要した費用は、ハチの巣のある土地・家屋の所有者(管理者)または居住者の全額負担になります。

アシナガバチの巣は、自ら巣を駆除(除去)することが可能です。駆除する場合には、長袖を着用し、ハチの活動が停止する日没後にハチ専用の殺虫剤などで駆除(除去)することを勧めます。  
◎ハチの巣ができたときの対応は、市HP(「よくある質問」をクリック→くらし▶環境▶ハチの巣ができたときの対応について)でも紹介しています。  
☎生活環境課 ☎ 29998-9370

